

第3 市に事務局を置く団体について

1 監査の実施方法

1) アンケート

全部署に対して、団体の目的、収支の規模、運営方法、市の関与状況等について、アンケートを実施し、内容を分析した。

このうち、担当部署で団体の内容についての見直しが必要と回答された団体について、その検討内容について再度アンケートを実施した。

なお、監査対象の団体であるかは、記載された要件に基づき判断し、境界が不明瞭である団体については、内容を確認し、抽出している。

2) 個別団体の検証

対象団体 54 のうち、収支総額が 5 百万円を超える 17 団体のうち、平成 18 年度の包括外部監査で検討対象とした丸亀市職員共済会以外の 16 団体に、アンケートからは活動内容がやや不明確であった 4 団体を加えた 21 団体を対象として、ヒアリング、議事録、帳簿等の管理資料、証憑、契約書類の閲覧を行った。

2 アンケート結果

(1) 全般アンケートより

1) 代表専任

選任方法はおおむね互選等であり、規約等に定められた方法によっており、妥当であった。数団体は市の職員が代表に選任されている。いわゆる宛て職の状況であり、市とは別団体とする意義を検討することが必要である。

2) 設立年度

合併により、集約されたものもあるが、特に集中して設立された時期はなかった。10 年以上経過しているものも多く、社会情勢や団体自体の性格の変化と市関与の妥当性を検討することが望まれる。

3) 年間収支総額

収支ゼロや数万円から学校給食会の 5 億円まで幅広いが、1 千万円を超える団体は 7 団

体。

収支がゼロの団体は、活動の状況を確認し、存続の必要性を検討する必要がある。

4) 繰越金額

繰越金額が百万円を超える団体は10団体あるが、運転資金として必要な範囲であれば問題はない。年間収支に比べて繰越金額がやや多額であるもの(年間収支の1か月分を超える団体)は5団体であった。

市から補助や委託費が支払われている団体については特に、繰越金の妥当性の検討が必要と思われる。

5) 事務処理及び市の関与状況

事務処理を市が行っている団体が多い。これらの中には、通帳も印鑑も市で保管されている団体、保管者も同一となっている団体も多い。

管理方法の検討とともに、市で事務処理を行うこと自体の妥当性の検討が必要と思われる。また、市で事務処理のほとんどを行う団体のうち、市の補助・委託の割合が多い団体については、団体として運営すること自体の妥当性につき、検討が必要と思われる。

市から職員が派遣されている団体はない。

6) 資産貸与

市から資産貸与されている団体は少数であるが、資産貸与と捉えられていないものがないか、検討が必要である。

7) 市からの委託料、補助金

金額に多寡はあるが、多くの団体で市からの委託料、補助金を収受している。少額のものを除き、精算されている。

8) 職員

独自に職員を雇用している団体は15団体であり、最も人数が多い学校給食会で4名、ほとんどは1名である。団体職員の執務が市庁舎内である場合、管理が必要と思われる。

9) 規程整備状況

おおむね整備されているが、規定のないところ、規定どおり実施されていないところは妥当性の検討が必要である。

10) 見直しの必要性

数団体で見直しが必要と回答されている。次項参照。

(2) 見直しの内容について

1) 回答

見直しが必要、実施中と回答した 16 団体について、その内容につきアンケートを行った結果、活動内容自体などの運営内容に関する見直しを行っている団体がほとんどであった。

このうち、団体の在り方や市の関与に関する見直しを実施している団体は次項以降に記載しているが、回答されたもののうち、不相当と思われるものはない。

2) 管理部署からの回答

① 綾歌ふるさとまつり実行委員会

現在の実行委員会の役員の任期が平成 20 年度で終了するため、平成 21 年度から新たな組織作りを行い、地元で事務局が遂行できるよう作業を進めている。

なお、市からの補助金で運営している団体であるため、商工観光課が指導・助言を行うものとする。

② 丸亀市資源リサイクル事業推進協議会

市の任意団体として、上記団体が丸亀市資源リサイクル事業推進協議会規則及び丸亀市資源有価物入札実施要領に基づき、市が収集する資源ごみ(資源有価物)の入札及び入札資格審査を実施し、売却金は実施団体等に還元金として配分してきたが、今後は、その売却金を市の公金として市の歳入に入れ、再度協議会へ補助金として支出。入札等においても、市会計規則に基づき、市が執行するように見直す。

③ 綾歌町菊研究会

来年度から補助金がなくなるので、運営方法の検討が必要である。

④ 丸亀市青年団体連絡協議会

会員数の減少や、イベント等の減少により、活動が年々縮小している。

現在、県内各市では、8 市中 6 市の青年団体が、出納管理も含めて、自主運営での活動を行っており、青年の自由な発想や行動力を最大限に引き出すためにも、自主運営への移行が望ましい。

3. 共通事項

(1) 市の管理手続き

1) 団体の必要性

市の事業・事務と何らかの関連がなければ、市庁舎内に事務局を置くことは出来ないが、市と別の団体として事業を行う必要性も検討されなければならない。

丸亀市の団体を分類すると、次のように分けられる。

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、市の政策に合致し、業務連携のために市に事務局を置く団体。自主的に活動している団体と、補助金等のスルー団体に近くなっている団体が併存する。

B 市民の協力により運営される団体

活動内容に市民の協力が必要であると考えられている団体。

C 収入源が多様である団体

市民の協力により運営される団体のうち、会費などの定めにより、独立した収入を持つ団体。

D 設立経緯による団体

合併時の引き継ぎや他団体から引き継がれた団体で、独自の資金を持っていたなどの理由で別団体として引き継がれた団体。

E 市の業務と区分が困難な団体

市の政策自体が官民渾然として実施されている事業に関する団体。

F 法規等に基づく団体

国庫補助の要綱などに設置を求められている団体。

G 市の運営に関する団体

具体的には丸亀市職員共済会のみ。市自体の管理業務に関連する団体であり、他の団体とは性格が異なる。平成 18 年度包括外部監査で検討している。

このうち、F は、法令や補助金受給のために別途団体を構成することを求められたもので、国の補助金運営方法が地方自治体や補助金受給団体に余分な事務を強いる結果にはなっているが、市としては運営を維持せざるを得ない。

E は、団体の業務として、市の指導のもとに実施されているが、事業の仕組み自体に団体が組み込まれ、市の業務と混然として実施されるものもある。

G は、市の政策に関する団体ではなく市自体の運営に関するものであり、他の団体とは性格が異なる。

これら以外ものについては、市民等の協力を得るにしても、市で直接運営することも可能である。

市民などにより自主的に運営されているが、事務処理等については市が援助しているもの以外は、原則として別団体とする意義の再検討が必要と思われる。

また、別団体として運営されるものについても、契約や事務が一定以上の水準を保たれる必要がある。

2) 団体職員の執務

団体に、市の行政資産を使用させる場合は、目的外使用にあたるため、許可が必要である。しかし、団体に専従職員がおり、市の関連部署の執務室とともに執務する場合は、慣習的に使用許可は不要と考えられている。

これは、一つには市に明確な規定がないこと、また一つには、市の業務を補佐しているために行政目的で使用されていると判断されていることが要因として挙げられる。

厳密に考えれば、団体職員が市の業務を補助しているのであれば、市の職員とするか、市が自ら業務を行うべきである。市の業務に関連するとしても、団体の業務を行っているのであれば、庁舎の目的外使用と考えざるを得ない。

また、市から独立した団体の職員であっても、市の職員と同じスペースで執務していれば、市民が職員と誤解したとしても、市の責任と考えるべきであろう。担当部署以外でその事実を把握していないことは、管理上も問題がある。

(意見①)

次の2点の規定作成が必要である。

団体職員(市職員以外)に市役所内で執務させる場合の使用許可の規定、およびその減免規定を明確に定めること。

市庁舎内で団体職員などに執務させる場合の許可及び登録規定を設けること。

3) 職員の派遣・兼務

① 派遣と委託

市の職員が専ら団体の仕事を行う場合には、団体に派遣されたと判断されるべきであり、このためには「公益法人等派遣法」の規定による団体の性格の判断や手続きが必要であるが、平成19年度では該当する事例はない。

平成20年4月から、市退職職員を観光課に所属する臨時職員として観光協会の業務を行っている。執務場所は主として駅観光案内所である。形態を見ると、派遣と考えられなくもないが、観光協会が実施する市からの委託事業の管理業務を行うこととされている。

団体への委託事業については、市の事業の実施を委託しているのか、団体が受託により事業主体となるのか、により、使用する資産の帰属も異なる。

② 役員就任

団体の役員に就任する場合には、地方公務員法上の兼業違反にならないこと、專業義務規定に違反しないことの確認が必要と思われる。

職員以外でも、特別職である市長などが団体の代表になる場合がある。

現在のところ、特に問題のある就任はないと思われたが、就任状況及び内容を客観的に担当部署以外で判断許可を行うこと、およびその制度化が望まれる。

なお、ここでは市に事務局のある団体を対象に調査を行ったが、この管理に関しては、他の団体についても同様に行われることが望まれる。

(意見②)

職員が団体の役職に就く場合、団体からの就任要請を徴収し、担当部署の意見を添えて提出し、団体の内容を含め、一元的に検討し許可をすること、またそれを規定化することが望まれる。

就任状況等は職員課などで一覽管理されることが望まれる。

職員以外の特別職についても、市長による承認と、秘書課などによる一元管理を行うことが望まれる。

③ 団体業務従事

市庁舎内に事務局を置く団体の多くで、市職員が団体自体の事務を行っている。団体と市業務の境界が明確でない場合も多いが、団体の事務が市の業務と考えられるのであれば、それは本来市の事業として行われるべきである。

団体の必要性をより厳密に検討したうえで、市と別途に置く必要があるのであれば、団体の業務は市の業務ではない。

「丸亀市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第1号に定める「職務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合」に該当するものとして、同規則に定める「職務に専念する義務の免除申請書」を提出する必要がある。

しかし各団体の内容を見ると、補助要綱などにより、設立を義務付けられた団体などもあり、団体の運営補助として団体業務を行うことも市の業務と考えざるを得ないケースも多い。

(意見③)

市職員が行う他団体の業務内容につき、内容調査票を作成し、担当部署で行っている業務と担当者、おおまかな従事時間、必要と考える理由を記載し、その他の団体を管理する部署を定め、内容の妥当性を検討のうえ、一元的に管理することが望まれる。

4) 契約事務等

① 再委託・助成

市からの委託業務の再委託、補助事業からの助成金支出が散見される。

(意見④)

件数が極めて多いためにとりまとめを行う必要があるなど、合理的な理由がなければ市から直接委託・直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。

(指摘事項⑤)

精算を前提とする助成等について、収支同額のものが見られる。

領収書などが添付されているものの、内容の信頼性は極めて低いと言わざるを得ない。支出超過であっても一定額までの負担しかしないのであれば、支出超過でも問題はないので、実態を示す支出明細の添付を原則とするべきである。

② 随意契約

独立性が低い団体であり、市の補助金、委託費から支出する場合、団体から支払われる契約が市で行われる契約事務よりも著しく簡便であると、本来は市で行うべき業務が市の規定に沿わずに実施されることに近い結果となる。

実際に、支払の承認は得ているが、契約自体は単純な見積もりによっている例も多い。

継続する事業に関する委託で、1 者随意契約が品質保持の面で好ましい場合であっても、市の契約事務と同様に、1 者随意契約が妥当であるとする理由を記載し、決裁される必要がある。

(意見⑥)

団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規定化が望まれる。特に自主性が低い団体については、市の業務が市の規定に沿わず実施されることになるため、必ず従うこととする必要がある。

③ 検収

支払い時には、おおむね請求書と照合されて支払われている。しかし、支払いの根拠となる納品が実際に行われているか、という確認は十分に行われていない。

例えば、納品時等に納品書と購入品を照合したり、実施報告書と照合する検収業務は、一部の団体を除き、実施されていないか、発注・経理処理責任者により実施されている。

坂出市で、観光協会で県からの委託事業が実施されていなかったことが問題となったが、外注作業の実施状況については、担当者以外が検収を実施することにより、組織ぐるみの不正でなければ、防止できる。

また、イベント関連の発注などで、各種の発注がまとめて行われ、納品や実施が発注書(見積書)と個別に対応しないものが見られた。このような発注を行うと、注文書の中で、別の項目への数値の付け替えも可能になる。別途発注することが困難なものもあると思われ、見積りをまとめて徴収したとしても、検収は個別に行い、検収されたものだけが支払われる体制にするように、留意する必要がある。

(意見⑦)

検収業務は、支払承認と同様に、発注書に基づき、経理担当者以外により行われることが望まれる。

検収が難しいような発注を行わないことも重要である。

5) 全般管理事項

① 収支計算書

ほとんどの団体は、総会などで承認を受ける計算書類として、収支計算書だけを作成している。このため、注記などとして別途記載されていなければ、備品や商品があっても、

把握されない。

(意見⑧)

計算書類として、NPO 法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することを規定化することが望まれる。

② 計算書類承認

計算書類は、総会等の意思決定機関で承認される。

団体によっては、一定の余剰が生じている場合もある。

(意見⑨)

予算と決算がかい離した場合の理由、余剰金が合理的水準である理由などを記載した上で、総会などで計算書類の承認が行われることが望ましい。

③ 監査

団体によっては、市の監査委員が監事に就任し、業務や収支の内容を検討している。

抽出により検討対象とした団体の収支は、監事などにより、何らかのチェックを受ける制度になっていたが、実際には残高の検証に留まるとされるものもあり、活動内容がどのように計算書に反映されているかなど、どの程度の検証がおこなわれているのかは不明である。

(意見⑩)

市監査委員の就任を前提とする、チェック項目を標準化し、市の担当者以外がチェックする、などの方法により、市として計算書類の内容につき、検討する事項を明確にし、それらが必ず検討される体制とすることが望ましい。

④ 規定

会則はそれぞれ定められており、意思決定機関は明確になっていた。ただし、一部実行されていなかったり、改正が必要なものはある。

また、経理規程などの管理規定は、内規として定めている団体や、基本的に市の規定を準用している団体もあったが、文書化された規定はない団体が多い。

(意見⑪)

小規模な団体も多く、簡便なものでも良いとは思われるが、標準規定を作成し、原則と

してそれをを用いることが望まれる。また、その場合、規定を用いない場合は、国で定められた規定がある、など、理由を明確にすること、また規定が実施されていることを定期的に確認する必要がある。

規定に盛り込むべき内容については、次の(2)管理手続き意見を参照いただきたい。

(2) 団体の管理手続き

1) 資産管理規定の整備

① 小口現金・仮払

市が事務を管掌し、預金を管理している団体では、基本的に市と同様の承認手続きを経て支払いが行われる。

(指摘事項⑫)

団体によっては、職員等により立替えられている形跡もある。

細かな現金出金が行われたり、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合、小口現金や仮払制度の導入を検討することが望まれる。

(意見⑬)

現金の管理がルーズにならないよう、小口現金・仮払金管理規定の策定が望まれる。

② 預金

(意見⑭)

管理部署で出納管理をする場合の管理規程の策定が必要である。現状では、通帳と銀行印の管理が同一である場合も多く、最低限これらの管理者を分ける規定とする。

本来は団体で管理すべき預金を管理部署で管理できる場合についても規定するとともに、届け出などにより、一元的に把握できる規定とすることが望まれる。

③ 備品

備品についても、管理台帳等を備えていない団体が多い。

(意見⑮)

長期間(1年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、入手年月・金額・購入先などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。

これにあたっては、寄贈などにより、現金支出を伴わず入手した備品も、見積もり価格

を付して同様に扱うことが望まれる。

市から貸与され、使用する備品も管理簿については同様である。

これらにつき、規定化が望まれる。

④ 商品・消耗品

販売や配布するために定期的または大量に購入される物品の管理簿作成が必要である。

これについても、規定の策定と実施が必要である。

販売されるために購入される商品は、購入量と販売量を比較した帳簿を作成し、この帳簿上の在庫と、実際の在庫を照合する必要がある。

団体に金券・引換券を保有している場合も、換金性が高く現金と同様の管理が必要であることが認識されていない。印刷数と販売数を記録し、定期的にあるいはイベント終了後の照合が行われる必要がある。

商品のロス、販売見込みとの差についても把握され、要因分析される必要がある。

また、配付用の消耗品についても、受け入れ、払出双方につき、数量と日付、使途などを記録し、消耗品が本来の意図に十分に供されたかの検討を行い、余剰がある場合は要因分析を行い、次回の参考にすることが望まれる。

(意見⑯)

商品、消耗品、引き換え券等の管理規定を策定し、管理することが望まれる。

⑤ 領収書の管理

団体の中には、補助金や委託料以外の収入を有するものがある。

これらの入金時に領収証を発行しているが、概して市販のものが使われており、発行した内訳も不明であることが多い。

(意見⑰)

発行数や金額が些少であるため、このような処理が行われていると思われるが、市販のものを使うにしても、発行控えが残る形式のものを使用し、書損じについても線引きして保存するなど、一般的に領収書の管理方法として求められることを実施すべきである。なお、意見⑰は追加の検証で見えられたため、個別で抽出した団体の一部でしか検討していないため、各団体への番号は付していない。

(3) 文書管理等

1) 規定

文書の保存年限等は特に定められていないが、必要に応じて保存されている。また、管理責任者等も特に決まっていない。

実務的には、市役所の庁舎内に保存されている。

2) 情報公開

丸亀市情報公開条例で、情報公開の対象機関としているのは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会である。以上を実施機関として規定し、実施機関における一定の条件を満たす公文書だけが条例で定める公開の対象となる。

また、条例上、公文書は次のように定められている。

「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」

市に事務局を置く団体の文書であっても、上記に該当する公文書である限りにおいて、情報公開の対象となり、公開請求があった場合、対象の公文書の存在の有無、開示するか否か（部分開示を含む）については、条例に定める規定に基づき判断されることになる。

3) 個人情報保護

市で個人情報を取り扱う場合には、丸亀市個人情報保護条例の規定に基づき、実施機関は、個人情報取扱事務の届出をはじめ保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項が定められている。

同様に、団体においても職員が作成保管する団体資料に個人に関する情報が含まれている場合には、当該個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めなければならない責務がある。

これにあたり、団体の文書保管方法などについても、市の文書管理規定に準ずる事が望ましい、などの目安を設けることが望まれる。

4 個別団体の検証

(1) 丸亀市学校給食会

平成 19 年度業務会計収支計算書 担当部署：教育部学校給食センター

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金(市)	9,693,000	9,693,000	予備費	594,043	—
繰越金	520,816	520,816	会議費	38,000	37,895
雑収入	118,227	148,661	その他	9,700,000	9,636,771
合計	10,332,043	10,362,477	合計	10,332,043	9,674,666

平成 19 年度繰越金：687,811 円

平成 19 年度物資会計収支計算書

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
給食費	512,311,000	494,924,426	米飯代	61,462,000	50,947,460
助成金	11,055,000	11,972,476	パン代	41,041,000	43,448,228
その他	4,151,000	2,913,821	牛乳代	91072000	90841776
繰越金	7,000,000	7,013,161	副材料代他	336,791,000	322560487
合計	534,517,000	516,823,884	合計	530,366,000	507,797,951

平成 19 年度繰越金：9,025,933 円 期末在庫 1,399,370 円

1) 設立・目的

① 目的

学校給食法の趣旨に基づき、学校給食事業の円滑な運営及び充実発展に協力する。

② 業務

学校給食法等によると、給食施設とその運営は教育委員会が行うが、食材は保護者が負担する、という区分になっている。

小中学校、幼稚園の保護者から徴収する食材調達に必要な金額としての給食費が全額給食会に入金され、これを原資に保護者が行うとされている給食食材の調達業務を給食会で実施している。

③ 経緯

特に法規に基づく団体ではないが、前項の規定に従い、旧文部省の指導に基づき、ほとんど全ての市町村で給食会による給食の食材調達が行われている。

市の団体の中でも、もっとも規模の大きい団体であるが、業務は食材の調達に関する事項に限られるため、定型化している。

2) 団体の独立性

① 収支

給食費の範囲で購買業務を行うが、合併に伴い給食費を統一し、旧丸亀市内の給食費を10円下げたことによる不足分が助成金として市から支出されるほか、平成19年度には湯水助成金が入金されている。

管理費(業務会計)は、市の補助金で賄われる。職員は4名、うち1名は市退職職員である。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

会則に定められている。役員は、学校・幼稚園、保護者、給食センターから選任され、納入業者の選定、入札などは役員で構成される委員会で決められる。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

給食会職員が行う。

② 資産の貸与

執務スペースを貸与している。

③ 役員

意思決定は保護者を主体とする委員により行われるが、教職員も参加している。小中学校の教員は県職員であるが、幼稚園の教員は市の職員である。報酬はない。

④ 監査

監事に市監査委員が就任しており、定期的に監査を行っている。

⑤ 他の方法の検討

市の給食業務の一部であり、給食費の徴収により保護者の義務を果たしていると考えられるならば、市が直接行うことも可能である。また、保護者の意見を反映するという点で、職員だけではなく、保護者も入った委員会等で調達されることの意義は認識されている。

品質と給食費の兼ね合いについては、給食費の金額の問題となるが、給食費の徴収方法や金額の決定を給食会では行わないという点で、役割がやや不明確である。

⑥ 団体の類型 C 収入源が多様である団体

給食業務は市の業務であるが、市は保護者等が運営する団体の運営費に関する補助を行っている。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

現金預金残高は他の団体と比較して多いが、調達金額自体が多額である。材料購入費と比較すると、1か月分に満たず、運転資金として適当な額を流動性の預金で持っている。

② 現金預金の管理状況

複数の職員がいるため、処理者と銀行印管理者は区分されている。規程までは作成されていない。

③ 契約方法

購入については、まず年度の購入先名簿を選定する。(納入者選定委員会 8名) 毎月あるいは学期ごとに入札により購入先を選定する。(物資購入委員会 34名) これらは規則に従い、役員により構成される委員会により実施される。

④ 規定

市に準じているほか、一部内規も設けられている。

⑤ 資産の管理

備品台帳などは調整されていない。

車両が1台。備品類は市のものを貸与されているものもあり、団体に調達された備品との区分が明瞭でないものもある。

⑥ 食材の管理

食材は、給食センターなどに納品時に納品書と照合され、納品書は学校給食会に送付される。納品書と請求書とは照合された上で支払われる。

食材の在庫は各給食センターに保管され、毎月末に実地棚卸により確認されている。
在庫管理規定などはないが、長期間保管される性質のものではない。

⑦ 役員報酬

なし。

5) その他の問題点

近年給食費の未払いが問題となっているが、平成 20 年 11 月現在では、学校から給食会に入金される金額には未収金はない。

また、丸亀市では、平成 19 年度に食肉の産地偽装が明らかとなり問題となった。
団体によると、防止策として抜き取り検査を行っているとのことである。

なお、この示談金として、物資会計に 230 万円が入金されている。

6) 意見

共通事項①②⑧⑪⑭

(2) 丸亀市国際交流協会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：秘書広報課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	3,000,000	3,080,000	事務費	3,422,322	3,287,944
繰越金	383,060	383,060	事業費	5,106,500	1,999,591
雑収入(諸収入)	14,400	37,442	予備費	200,000	5,109
負担金	2,100,000	559,188			
会費	447,000	456,000			
事業収入	161,000	216,933			
受託事業収入	2,500,000	712,170			
繰入金	123,362	123,362			
合計	8,728,822	5,568,155	合計	8,728,822	5,292,644

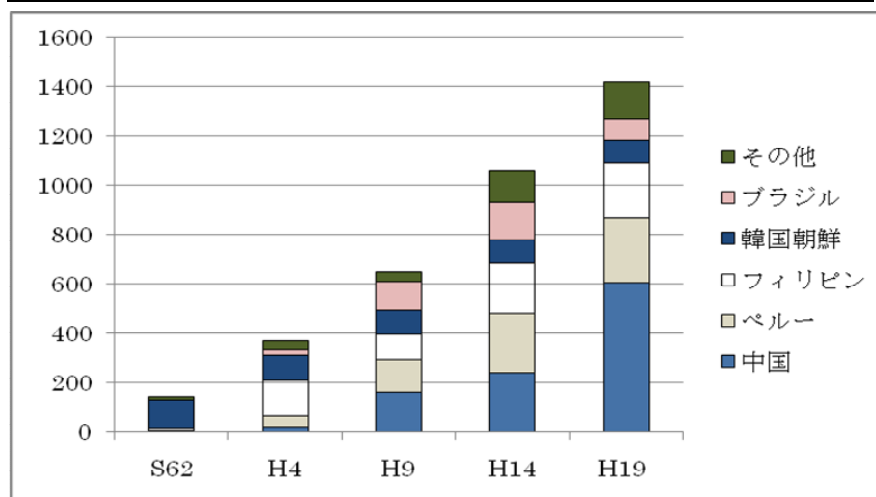
繰越金残高：275,511 円 その他積立金残高：2,229,657 円

1) 設立・目的

外国姉妹都市との交流などの対外交流を主目的として設立されたが、外国人の市民登録が増加するにつれ、丸亀市に在住する外国人のケアも活動の中心となっている。事業として、日本語教室の開催や、市の窓口等での対応の手助けを行っている。

丸亀市外国人登録者数の推移

国籍	S62	H4	H9	H14	H19
中国	3	18	161	241	606
ペルー	0	49	131	237	262
フィリピン	9	142	102	206	221
韓国朝鮮	116	101	99	96	93
ブラジル	0	22	115	151	83
その他	12	36	43	128	154
合計	140	368	651	1059	1419



特に、交流協会職員が市の各種窓口を訪れる外国人の世話をしており、市民である外国人の対応という点では、市の業務に区分されるべきとも思われる。

2) 団体の独立性

① 収支

収入に占める会費の割合は低い。

本来は、民間も含め、活発で多様な海外交流を目的として設立されたものであるが、市

からの委託による海外派遣事業など、市の事業が活動の主内容になっている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

意思決定は役員会で行うが、財政基盤から見ると、市の政策が反映される団体となっている。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

団体の専従職員1名が行っている。

② 貸与

日本語教室などを開催する会議室は使用許可により使用している。

専従職員は、庁舎内執務スペースで主に執務している。

③ 職員

市職員が、団体が行う日本語教室事業にボランティアとして勤務時間外に関与しているほか、全般的に運営を援助している。市の業務と団体業務とは密接な関連をもつ。

④ 役員

会長には丸亀市長が就任しているほか、市の職員が理事に就任している。

⑤ 監査

市の会計管理者、監査委員事務局長が就任し、定期的に監査を行っている。

⑥ 他の方法の検討

設立時の目的も実施しているが、会員数も多数とは言えない状況である。団体が行っている市の窓口対応支援は、国籍が外国人であっても、市民の手続きの手助けであり、市が行うべき業務である。

⑦ 団体の類型 B 市民の協力により運営される団体

会員制の組織であり、民間の国際交流を振興する目的で設立されている。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

設立当初は、財団化などを視野に、資金を貯める方向であったが、会員数も横ばいであり、特に財団化が必要な事業も予定されないため、平成20年度の補助金を余剰資金分減額し、残高を残さない方針で運営されている。

② 現金預金の管理状況

管理部署責任者が印鑑を管理している。

③ 契約方法

市の方法に準じ、見積もり合わせなどを実施している。

見積もりは徴収している。平成 20 年度のスペイン姉妹都市派遣の精算書を閲覧したところ、現地経費などが概算で計上され、精算もされていない。ただし、経費として通常必要と思われる範囲の金額であり、不適當な内容のものはなかった。

④ 規定

内規を作成し、それに従って処理している。

⑤ 資産の管理

特に資産はない、とのことであり、管理規定もない。

⑥ 会費の未収

会費を納めない場合、会員資格を喪失するため、未収として捉えられる会費はない。

5) 意見

① 個別事項

団体の運営内容を見ると、市の外国人対策事業と考えるべき活動が多い。少なくとも市の窓口業務の支援は、大規模な都市であれば外国人登録窓口として別途設けられており、市の業務と思われる。

団体で行うべき業務を見直し、市が行うべき業務であれば、直営にするか、委託契約を結ぶ必要がある。

設立時に予定されていた活動と大きく異なっていることもあり、市の業務との区分を行ったうえで、団体の今後の在り方を検討することが望まれる。

② 共通事項

意見①②③⑥⑧

(3) 丸亀競艇ファンクラブ運営委員会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：競艇事業部営業課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	2,500,000	2,500,000	事務費	500,000	207,595
繰越金	943,813	943,813	事業費(各種事業実施費)	1,850,000	2,444,947
負担金(懇親会)	—	48,000	その他	5,993,813	4,880,292
会費	3,900,000	3,802,620			
その他	1,000,000	554,940			
合計	8,343,813	7,849,373	合計	8,343,813	7,532,834

繰越金：316,539円

1) 設立・目的

競艇の来場顧客数の増進。

2) 団体の独立性

① 収支

ファンクラブ会員会費として5千円を徴収する。これに市補助を追加し、会員特典事業を行っている。割合は、会員負担2：市補助1程度。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

会員規約等は市で決定しているなど、現状では特に会員による事業決定などは行われていない。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

市で行う。

② 資産等の貸与

特になし。

③ 役員等

市の職員が役員となる。

④ 団体の類型 C 収入源が多様である団体

会費5千円を徴収し、各種サービスを提供している。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

多額の余剰資金は発生していない。

② 現金預金の管理状況

通帳、印鑑の管理者は分離されている。

③ 契約方法

随意契約によるものも多い。見積もり合わせは必ずしも実施されていない。

④ 規定

市の規定に準じて処理されているが、明文化されたものはない。

⑤ 資産の管理

備品の管理簿は作成されている。

会員に配布する金券の管理簿も作成され、定期的に照合されているが、担当者以外による照合を実施する必要がある。

また、印刷された利用券も金券に準じた管理が必要である。

⑥ 会費の未収

会費である五千円を支払い、その年の会員資格を得るため、未収として捉えられる会費はない。

6) 意見

① 団体の位置づけについて

今後は、会員の自主的な運営を考えるとのことであるが、現況から見ると、団体を市に吸収し、競艇事業としてのサービス提供とすることが妥当であるように思われる。

② 共通事項

意見②③⑦⑧⑨⑪⑬⑭⑯

(4) 丸亀市観光協会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：商工観光課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	11,700,000	11,533,950	事務費	4,900,000	5,095,747
繰越金	697,592	697,592	事業費	15,587,000	14,449,116
雑収入	10,408	113,004	予備費	150,000	—
会費	900,000	910,000	会議費	170,000	125,194
事業収入	4,659,000	4,218,400	負担金	300,000	281,000
その他	3,140,000	3,567,996			
合計	21,107,000	21,040,942	合計	21,107,000	19,951,057

繰越金：1,089,885 円

1) 設立・目的

丸亀市の観光の振興や丸亀市の PR を行うために設立された。桜まつりの開催をはじめ、丸亀駅構内における歳時記、観光イベントの実施や海水浴場の美化、安全対策などを行っている。

2) 団体の独立性

① 収支

市からの委託料、助成金及び委託事業からの収入が総収入額のほとんどを占める。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

会員による独立した意思決定機関の定めはあるが、事業のほとんどが市からの受託事業であるため、事業内容のほとんどは市が決定している状況にある。

③ 役員

都市経済部長が理事に、商工観光課長が専務理事に、市議会都市経済委員長が副会長に、市議会議員が理事に、市監査委員が監事に就任している。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

事務等は観光協会の職員が行う。

② 資産等の貸与

丸亀駅内の観光案内所で執務している。市が JR 四国から有償で借りているスペースの管理を委託しているため、他団体と異なり、職員の執務スペースを貸与していると考えべき状況ではない。

③ 団体の類型 B 市民の協力により運営される団体

市民等の参加による各種イベントを実施する。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

年間の収支総額に比べ、多額ではない。

② 現金預金の管理状況

支出は市の商工観光課の決裁を経て行われる。通帳・印鑑は観光課長の管理下にある。

③ 契約方法

随意契約も多く、必ずしも見積もり合わせ等を行われていない。

④ 規定

市の規定に準じるが、特に内規等定められていない。

⑤ 資産の管理

受託事業の貸自転車管理簿などは備えられているが、その他の備品台帳などはない。少量であるが販売用の商品や、振興用の消耗品(うちわや関連商品など)を購入しているが、受け払い簿などは作成されていない。また、イベント時には、領収書は発行していない。

⑥ 会費の未収

会費を納めない場合、会員資格を喪失するため、未収として捉えられる会費はない。

5) その他の事項

観光協会の資金源として、丸亀城内の市の施設に自動販売機を設置させているほか、丸亀市のレンタサイクルは観光協会の事業として実施している。この事業は、シルバー人材センターに委託している。利用者を見ると、必ずしも観光利用者の割合は高くないが、自転車などは協会が購入し、またスペースの使用許可もとっている。

6) 意見

① 個別事項

ア 補助金対象事業の実施報告

本島の海水浴場サメ対策の見回り等を補助事業として実施している。

日報を徴収しているが、行った日の押印だけではなく、概要につき記載されることが望まれる。

イ 団体の性格

観光協会は、会員も200名弱と多く、同様の活動を行う団体を置く自治体も多い。各種のイベントも、実施実績を積み重ねている。

しかし、運営内容は、市からの補助や委託事業がほとんどである。2名の観光協会職員及び1名の市の非常勤職員は、JR丸亀駅内の観光案内所に配置され、観光案内所の運営や各種イベントの企画などを行っているとのことであるが、委託・補助事業の中には、市が直接行うことも可能である、海水浴場の監視なども含まれている。

契約事務には随意契約も多い。外部の団体で実施することにより、機動性が高くなる面はあると思われるが、適正な契約事務が行われないリスクも高くなる。

企画等は観光協会の職員が行っているとのことであるが、協会会員の主体的な関与がなければ、市の事業を観光協会で行っていることになる。実際には、全く関与していないことはないにしろ、資金を出す市の意向が強く働くことも事実であり、観光協会で実施する事業の範囲を検討し、市民との協働で行う事業の範囲を決めることが望まれる。それにあたっては、外部の懇談会等の意見を反映しつつ、市の事業として行うことも選択肢として考慮することが望まれる。

また、観光協会で継続する事業についても、契約事務の方法は見直す必要がある。

ウ 丸亀城内観光案内所の運営

丸亀城内の観光案内所は、市の施設であるが、観光協会との委託契約により市民で構成される団体により運営されている。また、共通事項で記載したように、現在行政財産の使用許可の規定がないことから、市の施設を観光協会に使用させる使用許可等の手続きはとっていない。この団体は、有料で体験ができるうちわ工房を運営しているほか、営利目的で運営が続く収支状況とも思われませんが、施設内での販売業務なども行っている。

観光案内所は、長期間閉鎖されていたとのことであり、団体の運営は、営利というより

もボランティア的なものとのことである。市の施設であり、小規模な施設ではあるが、一般市民が使用することから、公の施設に該当する。

(指摘事項) 観光協会と団体との契約書が保管されていない。また、契約書によると、「管理委託契約」とされている。平成 17 年度の地方自治法改正により、公の施設の管理委託制度は廃止されているので、現在の運営状況を継続するのであれば、市と管理団体との間での契約とし、指定管理制度への移行が必要と思われる。

また、現状でも、販売用施設の設置(自販機を含む)には市に対する目的外使用許可が必要と思われる。

② 共通事項

意見①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑮⑰

(5) 丸亀市お城まつり協賛会

平成 19 年収支計算書 担当部署：商工観光課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	20,000,000	20,000,000	予備費	889,000	—
繰越金	3,338,602	3,338,602	管理費(委託料)	6,000,000	5,790,330
その他	5,900,398	6,894,771	その他	22,350,000	22,527,257
合計	29,239,000	30,233,373	合計	29,239,000	28,317,587

平成 19 年度繰越金：3,338 千円 平成 18 年度繰越金：1,915 千円

1) 設立・目的

① 目的

お城まつり(平成 21 年度で 60 回を数える)の企画・実施。

② 業務

お城祭りの協賛金集金、企画から実施まで全般。

他自治体でも同様の開催方法をとる場合が多い。

2) 団体の独立性

① 収支

市補助金の割合が高いが、協賛金・広告料も2割強程度のウエイトをもつ。

支出面では、「お城村」運営事業に助成金約3百万円を支出している。

財源の考え方にもよるが、お城まつり協賛会を通して支出される必要性につき、再考が必要と思われる。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

事業内容は、市により決められる部分が多いが、運営に協力が必要な団体が会員となっており、意思決定機関の定めに従い、運用されている。

実際の契約事務等は、市の職員が行っている。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

市職員が行っている。

② 資産の貸与

特になし。

③ 役員

市職員は会員として参加している。役員としては、市議会議員、及び監事に監査委員が就任している。

④ 団体の類型 B市民の協力により運営される団体

お城まつりの運営を行う。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

繰越金の水準は年度によりまちまちである。平成19年度では比較的多額に上っているが、毎年実施するイベントなどにより金額は大きく変わるため、継続して余剰となる性質のものではない。

② 現金預金の管理状況

支出時には、課の上長の承認を得る制度になっている。通帳・印章ともに、課で管理されている。

③ 契約方法

毎年開催するイベントであり、継続して特定の業者と随意契約により契約することが多い。見積もり合わせを行った経緯もあるが、品質の点で問題があったとのことである。定量化できない経験という価値を評価することも妥当と思われるが、見積書や請求書に概要だけが記載されているものもある。連続して契約することによる馴合が発生することは防ぐ必要がある。

- ・ 随意契約を行う理由を明確に記載し、承認を得ること。
- ・ 見積書・契約書の内容は詳細に記載し、検収が可能であるようにすること。

の2点につき、留意が必要と思われる。

④ 規定

おおむね市の規定に準じて処理されているが、内規等はない。

⑤ 資産の管理

毎年使われる祭事用の備品についても、特に台帳管理などは行われていない。

お祭りに使用する消耗品の類もあり、配布するものについては、受払記録を作成することが望まれる。

⑥ 協賛金等の未収

入金されたものだけを協賛金として収入計上している。協賛の申し込みをしながら入金されないものも少数であるが発生している。協賛として広告されるので、本来は未収入金に計上するべきであろう。

5) 意見

① 個別事項

ア 預託備品

施工業者に預けている備品があり、預かり証を徴収することが望ましい。保管料等は徴収されていない。随意契約により継続して契約していることから、保管料も含まれているものと思われる。

イ 団体の運営方法

お祭りという、市民による運営参加が望まれる性質と、協賛金などを受け入れる都合もあり、他自治体でも団体により実施されている。

実施する事業の範囲を検討し、市民との協働で行う事業の範囲を決めることが望まれる。
また、それにあたっては、外部の懇談会等の意見を反映しつつ、市の事業として行うことも選択肢として考慮することが望まれる。

また、実行委員会で継続する事業についても、契約事務の方法は見直す必要がある。

② 共通事項

意見②③④⑥⑦⑧⑨⑪⑭⑮⑯

(6) あやうたふるさとまつり実行委員会

平成 20 年度収支予算書 担当部署：商工観光課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	4,300,000	—	管理費(委託料)	4,816,000	—
繰越金	196,081	—	その他	1,921,000	—
雑収入	3,919	—			
その他	2,237,000	—			
合計	6,737,000	—	合計	6,737,000	—

1) 設立・目的

あやうたふるさと祭りの企画・実施を行う。

企画から実施まで全般を行っている。他自治体でも同様の開催方法をとる場合が多い。

2) 団体の独立性

① 収支

市補助金の割合が高いが、焼肉パーティ券の売り上げも3割強程度のウエイトをもつ。
ただし、この事業は前述「畜産部会」に委託され、委託料は収入を上回っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

事業内容は、市により決められる部分が多いが、運営に協力が必要な団体が会員になっている。契約事務等は、市の職員が行っている。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

市職員が行っている。

② 資産の貸与

特になし。

4) 団体運営状況

① 現金預金の管理状況

支出時には、課の上長の承認を得る制度になっている。通帳・印章ともに、課で管理されている。

② 契約方法

毎年開催するイベントであり、継続して特定の業者と随意契約により契約することが多い。ただし、前述焼肉パーティの委託は、詳細な見積もりと委託契約を作成している。

③ 規定

おおむね市の規定に準じて処理されているが、内規等はない。

④ 資産の管理

毎年使われる祭事用の備品は、旧綾歌町から引き継がれ、市の備品である。このため、特に台帳管理などは行なわれていない。

5) その他の問題等

焼肉パーティは前売り券(平成19年度は1200円、平成20年度は1300円)を販売するが、当日も受け付ける。このため、売上数は事前に確定しない。

実施の委託は、数量を固定するため、事前に契約した数量を購入する。

平成20年度は、値上げなどのため、仕入れた肉が比較的多量に余ったとのことである。

食品であるという商品の性質から、来年の行事に繰り越して用いることはできない。余った肉等は、会場ボランティアなど、関係者で分けて持ち帰ったとのことである。

見通しが狂うことは仕方がないとしても、前売り券の状況で、売れ行きをある程度予測して契約数量を決定することが望ましい。

市でも来年度からは、前売り数量に過去の経験から一定割合を乗じた数量を仕入れる契約内容に変更することを検討している。

肉だけではなく、販売される商品の仕入れ数と販売数、実際在庫数の管理は必要である。

6) 指摘事項

平成 19 年度の総会記録が保管されていない。

7) 意見

共通事項 意見③⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑭⑰

(7) 丸亀市立小・中学校生徒指導対策協議会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：学校教育課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
市委託料	6,770,000	6,770,000	児童緊急指導等対策費	50,000	50,000
			生徒緊急指導等対策費	700,000	699,592
			生徒指導資料収集作成事業	170,000	140,000
			不登校対策事業	250,000	250,000
			教育支援センター設置事業	5,600,000	5,237,353
合計	6,770,000	6,770,000	合計	6,770,000	6,376,945

繰越金：余剰金は精算されるため、ゼロ。

1) 設立・目的

昭和 50 年代初めに、問題のある生徒への対応を行うために設立されたが、その後、学校を取り巻く環境の変化により、国の事業である教育支援センターの運営と、市独自の不登校対策事業、児童・生徒緊急指導等対策事業、いじめ等対策事業の 3 事業、都合 4 種の事業を実施している。

2) 団体の独立性

① 収支

市からの委託料で運営されている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

運営規定は整備されているが、役員は県職員である小中学校教員と市の職員で占められている。市からの委託事業だけを行う団体であり、市の業務として実施できない理由は

見出しにくい。

③ 職員

教育支援センター担当の臨時職員が3名。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

市で行う。

② 資産等の貸与

教室スペースを使用し、教育支援センターを運営している。

③ 妥当性

団体としての独立性は低い。

④ 団体の類型

E市の業務と区分が困難な団体

4) 団体運営状況

① 余剰資金

ゼロ。

② 現金預金の管理状況

市の事務担当者が処理し、支出時には上長の承認を受ける。

③ 契約方法

教育支援センターの人件費が大きなウエイトを占め、大きな金額の備品類購入はない。
その他の事業は、各小中学校に予算配分し、使用報告を受けている。

④ 規定

市に準じて処理されているが、特に内規等はない。

⑤ 資産の管理

教育支援センターで使用している備品はあるが、職員や生徒父兄の寄付、廃棄品の再利用によるため、購入されたものはない。台帳等作成されていない。
また、交通費対応のガソリンチケットを購入しているが、受払簿がないため、誰がいつ使用したか後日検証できない。

ヒアリングによると、使用者は限定されているが、管理方法が妥当な状況ではない。

5) その他の問題等

① 教育支援センター事業

丸亀、旧飯山、旧あやうたの3教室が開催されている。それぞれ、市の庁舎を利用し、団体から依頼した講師及び市の職員が担当している。

事業の実施状況を見ると、委託事業というよりも、市で直接実施することも検討が必要と思われる。

② 児童、生徒等対策事業

丸亀市独自の事業である。いじめなどにより破損され、誰により行われたかわからない私物の弁済や、茶髪対策の髪染め料など、通常の学校予算では対応できないが、やむを得ず発生する費用を支弁するために、各小中学校に配分される。

ほとんどの小中学校で収支差額がゼロになっている。支出明細に領収書も添付されているが、不自然であり、信ぴょう性に欠ける。

また、支出内容を見ると、学校の第2予算的に使われていると思われる項目もある。学校運営の実態から、必要と判断されて設けられた制度と思われるが、市から各学校に直接支給し、使途の妥当性も市で検証する制度への変更が望まれる。

6) 指摘事項

収支同額の報告書は信ぴょう性に欠ける。

7) 意見

① 個別事項

現在行っている委託事業を団体で行う必要性は小さく、市の事業とする検討が望まれる。

また、各小中学校に予算配分される委託金は、必要性を検討し、継続するとしても、内容は小中学校の第2予算的に使われており、委託契約とすることは疑問である。

支出内容は、実務的に必要と判断されているが、例えば、義務教育の生徒が髪を茶色に染めることが不相当と判断されるにしても、学校で教師が髪を染め直させることも行きすぎと判断されることもあると思われる。担当部署以外で、支出の対象を限定するべきではないか、再度検討することが望まれる。支出の必要性を検討の上、補助金等として支出し、使途の妥当性を検討することが望まれる。

② 共通事項

意見①②③④⑥⑦⑧⑩⑪⑬⑭⑮

(8) 丸亀市防犯協会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：生活環境部生活課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	5,000,000	5,000,000	事務費	165,000	293,874
繰越金	1,564,214	1,564,214	事業費	6,320,000	4,748,049
雑収入	786	1,153	予備費	30,000	16,272
			会議費	50,000	22,500
合計	6,565,000	6,565,367	合計	6,565,000	5,080,695

繰越金：1,484,672 円

1) 設立・目的

防犯協会は、通常は警察の管理下にあるが、丸亀市では県下で唯一、市で管理する団体とされている。(平成 17 年度より。)

2) 団体の独立性

① 収支

市の補助金により運営されている。防犯教室の開催や、防犯施設の設置が主な事業である。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

従来の規約を継続して使用しており、警察を含めた役員で構成され、活動内容などの概要は総会で承認されている。

ただし、実際の細かい活動内容は、市担当部署で決められている。

③ 職員

防犯教室及び見回り担当者 1 名と契約され、専従しているが、職員とは認識されていない。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

市で行う。

② 資産等の貸与

職員執務スペース及び車両駐車スペースを貸与している。

③ 役員

市長が会長に就任するほか、市議会議長、教育長なども就任し、監事は市職員(会計管理者)が就任している。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

平成 19 年度の繰越金は 150 万円とやや多額である。補助金の支給が 6 月になるため、2 か月分の運転資金を残しているとのことであるが、それでもやや余剰となる資金があると思われる。

② 現金預金の管理状況

支出時には課の承認を得ている。通帳・印鑑は課で保管している。

③ 契約方法

消耗品などを購入する場合も、複数のカタログを見るとのことであるが、決定過程を記載することが望ましい。

なお、納品時には、担当者以外による納品書と品物の照合を実施している。

④ 規定

市の規定に準じているが、特に内規などは作成していない。

⑤ 資産の管理

車両を含め、備品を保有している。1 年以上使用するものを対象に、備品簿が作成されている。

購入した消耗品の出し入れ簿は作成されていない。

5) その他の問題等

収入は市からの補助に限られ、市ですべての管理を行っているが、関係各分野から役員が選任されており、香川県警察から移管された団体である。

予算を付し、審査会で用途を決定する形式とするなどの検討が望まれる。

6)意見

共通事項 ①②③⑥⑧⑨⑪⑬⑭⑮

(9) 丸亀市交通対策協議会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：生活環境部生活課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	12,300,000	12,300,000	事務費	430,000	329,711
繰越金	738,199	738,199	事業費	12,609,000	11,847,546
雑収入	801	78			
合計	13,039,000	13,038,277	合計	13,039,000	12,177,257

平成 19 年度繰越金：861,020 円

1) 設立・目的

主として高齢者、児童を対象に、交通事故防止の活動を行う。設立も昭和 36 年と古く、継続して活動している。

2) 団体の独立性

① 収支

市の補助金により運営されている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

市で行う。

② 資産等の貸与

職員執務スペース。

③ 職員

安全教室の手配など、各種事務を行う職員が 1 名。交通事故相談員 1 名。

④ 役員

市長が会長に、市議会議長が副会長に、監事は市の職員(会計管理者、監査委員事務局長)が就任している。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

予算に比べ、繰越金は多額ではない。

②～⑤防犯協会と同様。ただし、車両は共用し、費用分担している。

5) その他の問題等

防犯協会と同様。

6) 意見

防犯協会と同様。共通事項 ①②③⑥⑧⑨⑪⑬⑭⑮

(10) 丸亀市老人クラブ連合会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：健康福祉部福祉課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	11,400,000	11,485,000	事務費	453,866	446,214
雑収入	25,000	52,109	事業費	2,850,000	1,944,273
会費	2,495,000	2,251,600	予備費	83,000	—
繰入金	393,866	393,866	会議費	500,000	406,623
			その他	10,427,000	10,883,905
合計	14,313,866	14,182,575	合計	14,313,866	13,681,015

平成 19 年度繰越金：501,560 円

1) 設立・目的

老人福祉法に定めがある団体であり、補助要綱の対象となる活動に対し、国の補助金を受けることができる。

2) 団体の独立性

① 収支

市をはじめ、各種補助金で運営されている。

その他は、下部の老人クラブからの会費収入のほか、行事によっては、個人負担を求められることがある。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

下部の老人クラブにより構成され、会則に従い、総会等が開催されている。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

団体職員が行う。

② 資産等の貸与

執務スペース、備品等は貸与されている。

③ 団体の類型

F 法規等に基づく団体

4) 団体運営状況

① 余剰資金

繰越金は 50 万円程度であり、収支に比べ多額ではない。

② 現金預金の管理状況

団体職員が事務処理を行い、担当部署で承認、支払手続きが行われる。

通帳及び印鑑は担当部署で管理している。

③ 契約方法

必要に応じて見積り等徴収されているが、特に規則等に従い処理されていない。

④ 規定

内規等は定められていない。

⑤ 資産の管理

備品台帳が作成され、管理されている。

5) その他の問題等

丸亀市老人クラブ連合会の職員は、旧丸亀市の老人クラブ連合会の事務も行っている。

組織間の問題ではあるが、組織の統廃合の検討が必要と考えられている。

6) 意見

共通事項 意見①③④⑥⑦⑨⑩⑭⑮

(11)丸亀市農業経営者協議会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	450,000	450,000	事務費(事務局費)	15,000	30,110
繰越金	180,003	180,003	会議費	200,000	195,312
雑収入	997	10,486	その他	1,226,000	1,211,720
会費	810,000	813,000			
合計	1,441,000	1,453,489	合計	1,441,000	1,437,142

繰越金：16 千円 ただし収支計算書からは不明

1) 設立・目的

市内の自立経営志向農家を対象とし、経営向上のために自主的な結集と研修を推進する。合併時にそれまでの1市2町それぞれで運営されていた団体が統合された。対象生産物毎に部会を構成し、部会ごとにそれぞれの活動内容を決定している。

2) 団体の独立性

市の負担金などを財源とする予算は部会に配分されているが、各部会活動はそれぞれ目的に沿った用途を決定しており、財源は、市補助金よりも会費のウエイトが高い。

農業経営に熱心な、地域のリーダーが参加する自主活動に、市は資金面での補助金支出と事務面でのサポートを行っている状況である。

市の補助金を含め、5つの部会でそれぞれ活動内容を決定しているが、部会への配分は、部会の会員数や活動内容を元に、団体に配分を決定しており、補助金が通過するだけの団体ではない。

3) 市の関与

① 概要

経理処理および総務業務を市の職員が行っているが、市の職員から見ても農業経営者との意見交換ができる場所となっている。

② 団体の類型 A 小規模団体

団体活動は構成員により運営されるが、規模が小規模であり、事務を職員が担当している。

4) 団体運営状況

収支総額も 150 万円程度であり、支出もほとんどが部会への活動費配分であり、支出件数・繰越金ともに少なく、資産等もない。規定等はないが、市に準じて処理されている。

5) その他の問題等

畜産部会の活動は、あやうたふるさと祭りの焼肉パーティ提供事業であり、やや事業目的から外れる傾向があるが、消費振興という分類をされている。

6) 意見

① 個別事項

市の補助金は支出されているが、独立して活動している団体であり、監査等も団体会員が行っている。

しかし、経理処理や入出金などは、市の職員が行っている。補助金の使途を含め、市の職員による検証の実施が望ましい。

② 共通事項

意見③⑥⑦⑧⑨⑩⑪

(12) 丸亀市担い手育成総合支援協議会

平成 19 年度収支計算書 担当：農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	30,000	30,000	事務費(需用費)	85,000	49,643
繰越金	4,608	4,608	予備費	20,000	810
雑収入	392	0	繰越金		
負担金(市及び JA)	465,000	465,000	その他	395000	438000
合計	500,000	499,608	合計	500,000	488,453

繰越金：11,155 円

1) 設立・目的

国の補助要綱に従って、平成 19 年度に設立された補助金受け入れのための団体である。
平成 19 年度に設立されたため、平成 19 年度の運営費は少額である。

2) 団体の独立性・運営状況

意思決定機関についても規約に定められており、市も機関の一部に入ることになっている。
規約類は国により指定された様式で整備されている。

団体の類型は、F 法規等に基づく団体 である。

3) 意見

共通事項 意見③

(13) 丸亀市飯山町土地改良区

平成 20 年度一般会計予算

担当部署: 土地改良課

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	費目	予算額	決算額
組合費	1,763		事務費	3,470	
使用料	6		事業費	36,406	
補助金	23,845		負担金	253	
雑収入	227		予備費	171	
繰入金	14,477				
繰越金	2				
合計	40,320		合計	40,320	

平成 20 年度への繰越金：45,825 円

1) 設立・目的

土地改良法に基づく団体であり、旧飯山町の土地改良区が合併し、上位団体として設立された。

農業生産基盤の整備及び開発を図ることを事業目的とし、土地改良事業を行う。この事業は、農業用水の循環に密接に関連するため、一団の農地を対象として行われ、団体の構成が必要となる。

2) 団体の独立性

法人格を持ち、業務も専従の団体職員が行っている。

役員に市職員等はいない。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 業務分担

土地改良区が行う事業の多くは、県または市の補助を受けて実施され、事業の選択から申請資料の作成、工事施工、検収、報告書の作成などを行う。職員は、団体の規約等に従い事務を行う。

補助申請等は市を通して行われるため、連絡等のために庁舎内に事務機能があることは便利であるとのことである。

土地改良事業は、私財である農地を対象に実施される事業ではあるが、環境保全など、多様な公益性があるとして事業費の大部分は公費で賄われている。

土地改良区で行う補助申請等の事務も、市の担当部署の指導に基づき行われている。
官民一体となって実施される戦後の日本の農業行政を反映している。

② 資産等の貸与

団体職員の執務スペース、机などの備品を貸与している。

4) 団体運営状況

① 概要

規定などは整備されている。

県の認可団体であり、県の監査を受ける。

市の職員が関与している場合だけを検討対象としているため、当団体の事務実施の状況については検討することが妥当か、疑問であるが、職員が1名であるため、預金の管理方法は十分ではない。

② 団体の類型 E 市の業務と区分が困難な団体

当団体は、法規に基づき設立され、法人格を持つ団体であり、他の任意の団体に比べ、団体としての独立性は高いが、団体自体が市の業務に密接に関連するため、日常の業務は、団体理事等の意思決定機関よりも市の指揮命令下にある。

5) 意見

① 個別事項

この団体に対して、市は補助金を支出し、団体では運営費の原資として使われている。収支を見ると、事業が減少している影響もあり、余剰金が発生している。

予算によると、平成20年度事業に充当される予定であるが、市の運営費補助金が、土地改良事業の地元負担分に流用されていないかを含め、補助金支出の使途が本来目的に沿っているか、補助金支出が必要か、につき検討することが望まれる。

② 共通事項

意見①⑭

(14) 土地区画整理事業組合(3組織)都市計画課

平成19年度収支計算書 担当部署：都市計画課(飯山町北岡北地区土地区画整理組合)

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	11,620,000	9,878,900	事務費	140,000	840
保留地処分金	15,300,000	—	償還金	1,200,000	935,640
繰越金	5,409,000	5,409,123	事業費	27,530,000	241,500
雑収入(預金利子)	—	8,669	予備費	500,000	—
短期借入金	2,949,000	—	会議費	10,000	—
合計	29,380,000	15,296,692	合計	29,380,000	1,177,980

繰越金：14,118千円 借入金残高：69,000千円

(飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合)

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
保留地処分金	27,257,000	—	事務費	55,000	43,360
繰越金	176,000	176,901	償還費	368,000	367,102
雑収入	—	36,691	会議費	10,000	—
短期借入金	-27,000,000	300,439			
合計	433,000	514,031	合計	433,000	410,462

繰越金：103千円、借入金残高：27,300千円

(飯山町島田北地区土地区画整理組合)

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	280,000	—	事務費	110,000	7,672
保留地処分金	30,851,000	20,263,800	償還費	380,000	334,039
繰越金	6,522,000	6,522,130	事業費	8,580,000	—
雑収入(預金利子)	—	13,239	予備費	1,000,000	—
短期借入金	-27,573,000	-25,573,150	会議費	10,000	—
合計	10,080,000	1,226,019	合計	10,080,000	341,711

繰越金：884千円、借入金残高：2,000千円

2) 団体の独立性

① 収支

区画整理事業では、計画地の中に売却用の保留地を設け、その売却収入を事業費に充てる。計画時から地価が下がったり、売却が進まなかったりすると、計画の変更や事業終了が延期されることになる。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

規約の中に、必要事項に関する明確な定めがなかったり、規約と実際の組織運用が異なる点がある。(例えば、総会の開催が遅延している組合があるなど。)

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 概要

事業自体に関しては組合の自己責任であるという責任範囲は明確になっている。市は、手続きや工事などの面でサポートしている。事業計画が実現不可能な状態にないか、という検討と指導も行われている。実際に実現が不可能となる場合は、団体の構成員の負担により解決されることになる。

市とは独立した団体であるが、事務処理は市の担当職員が行っている。

印鑑などを預かっており、事務処理自体はかなりの部分を受託して行っている。

極めて厳密に言えば、市の事務に対する手数料等を徴収する性格のものと思われるが、都市計画という政策実施目的と、事務のボリュームから、不相当として指摘するまでの水準ではない。

② 類型 A 小規模な団体

市の事業に関連する団体であり、事業の金額自体は大きいですが、自主的に事務処理を行う能力に欠けるため、市が事務処理を行っている。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

現金預金残高が多額である団体もあるが、実施する事業と精算のタイミングによる。精算されるまでの事業費は借入により調達するため、返済のタイミングも影響する。

② 現金預金の管理状況

通帳と銀行印管理者は区分されている。

③ 規定

市に準じているほか、一部内規も設けられているが、細かい経理規定などはない。

④ 資産の管理

備品台帳などは調整されていないが、団体の性質上、備品なども保有しない。

⑤ 役員報酬

なし。

5) その他の問題等

保留地の売却時期、価格が当初予定と異なる可能性がある。

市が負うべき責任は想定されないが、市が行った道路、公園などの都市整備投資が有効に活用されないことになる。

6) 指摘事項

収支計算書の様式が、一般のものとは非常に異なっている。

借入金、財産目録と別途残高が示され、返済金は収入のマイナスとして表示されていることなど、理解が難しい様式になっている。

7) 意見

① 個別事項

ア 市が行う事務の範囲

事業が終了するとともに解散するが、私的財産に関する団体であり、意見③とも関連するが、市が関与する度合が大きすぎないよう留意が必要である。

イ 監査

地権者で構成される私的な団体であり、監査は構成員が監事となり、独自で行っている。市は運営に関与するものではないが、業務の一部の事務を代行している状況にあり、市の業務執行が公正であることを示すために、監査の基準を定めるか、管理部署内でも担当者以外の検証が望まれる。

② 共通事項

意見③⑧⑩

(15) 丸亀港合同待合所管理組合

平成 19 年度収支の状況 担当部署：建設課港湾担当

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
繰越金	1,153,016	1,153,016	事務費	10,000	—
雑収入	29,984	10,842	予備費	575,000	—
負担金	3,600,000	3,600,000	管理費(委託料)	2,003,000	2,001,627
			会議費	35,000	4,035
			その他	2,160,000	1,204,104
合計	4,783,000	4,763,858	合計	4,783,000	3,209,766

繰越金：1,554,092 円 その他基金として 3,077,000 円

1) 設立・目的

丸亀港合同待合所の建物は、市と民間企業 2 社の共有で昭和 59 年に建設された。

市の所有面積は、全体の約 3 分の 2 である。運航会社が占有許可により券売り場として使用しているほか、3 階に港務所、会議室など市の施設が置かれている。

なお、市は、建設後に、等価交換により底地を取得・保有している。

当団体は、民間と共有の建物の管理のために設立された組合であり、団体自体は市の何らかの政策を反映するものではないことが、他の市の団体と異なっている。

2) 団体の独立性

① 収支

管理に必要な費用を予算化し、所有面積比率で按分徴収している。

管理組合という性格を考えると、丸亀市で行っている事務処理経費部分はすべて丸亀市負担となるため、本来は事務経費分を何らかの方法で按分計算に反映させるべきと思われる。ただし、金額は少額であると思われる。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

組合規約は作成され、意思決定機関である総会も開催されている。

平成 12 年度に 1 社から持ち分を買い取って以降、丸亀市の所有比率が高くなった。

③ 団体の類型 G 市の運営に関する団体

市の政策として建設された建物の管理業務を行うと考えると、市の資産の管理業務と思われる。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

事務量は少ないが、組合の記帳・総会資料作成などの事務は、建物内にある港務所の臨時職員が行っている。ただし、20 年 3 月までは専任の港務所長が置かれており、全ての事務は港務所長が行っていた。

② 資産等の貸与

該当なし。

③ 他の方法の検討

市が管理業務を発注し、入居者に資金負担を求める方法でも管理は可能と思われるが、当初積立てられた修繕のための基金残高が約 3 百万円あり、管理組合としての役割を持っている。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

繰越金は約 150 万円と、年間総支出の 320 万円に比べ、運転資金としては不要な水準を持っている。毎年の予算と決算の差が累積されたものと思われる。

このほかに、過去に修繕見合いの積立金を徴収し、残高は 300 万円強となっている。

当初は、建物の大規模改修に充てるべく基金への積み上げを行っていたが、現在では停止されている。

余剰な資金であれば、組合員に返還するか、年度の負担金額を減少させるべきである。

実際に建物の改修等を行うのであれば、資金は不足する。修繕計画を策定し、基金の計画的な積み増しを行うか、市が建物を買い取り、組合は解散する、などの検討を行うことが望まれる。

② 現金預金の管理状況

前記の、特に使用する予定のない基金分定期預金も含め、担当者が発注・記帳・支払事

務の全てを行っているため、著しく不適當な状況と言える。

平成 19 年度の総会資料を支出証拠書類及び残高証明書と照合したところ、一致していた。不適當な支出はない。

昨年度までは正規職員である港務所長が担当していたため、不適當な支出があれば、毎年行われる総会で露見する可能性が高く、市役所職員としての職を失うことになり、300 万円程度の金額で不正が行われるリスクは低かったとも思われる。

③ 契約方法

主要な経費は、清掃業務等の委託料であり、見積もりに基づき予算化し、総会で決議している。市の本体委託業務であれば随意契約の手続きが必要であるが、団体では行われていない。

契約自体は慣習的に継続しており、見積もりも業務内容を細かく記したものではない。入札による市の他の庁舎等の清掃委託業務と単純に面積当たりの単価で比較すると、市庁舎の最も高い廊下弾性床の約 1.7 倍の水準になる。

待合所が市庁舎に比べ、より多様な人々の使用するスペースである点は相違点であるが、契約方法の改正が望まれる。

④ 規定

市が組合の管理者となる定めはあるが、経理規定・監事監査等の規定はない。取引も単純であり、簡単な収支内訳が作成されているが、担当者以外の市の職員が内容を検査したり、検討したことはない。

⑤ 資産の管理

平成 18 年度から未収の金額が 25 千円程度あるが、請求を失念していた可能性もある。収支会計をとっているため、資産管理は十分ではないが、備品などはない。

⑥ 役員報酬

なし。

5) その他の問題等

① 建設経緯と地代

当団体は、市の建物を管理する団体であるため、対象である建物の資産管理を含めて検討する。

当初は、民間が建設予定であった待合所を、離島航路の全てを対象とする目的で、市の事業として建設され、建物完成後に建物の一部を民間4社に譲渡し、底地を等価交換により取得している。

本来は民間保有建物に対する土地賃料を徴収することが妥当と思われる。

譲渡契約によると、使用を停止した場合は市が買い取る規定であり、借地権としての民間への権利移転は発生しない。

② 利用状況

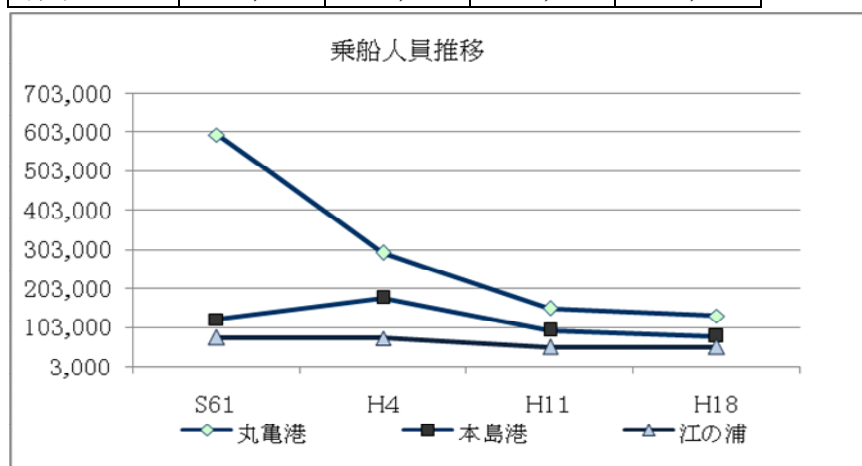
島嶼部の人口減少などにより、利用者も減少し、当初の航路経営会社1社は撤退し、契約に基づき、市が買い戻している。

丸亀市では、港湾資産としての建物は占有規定にないため、通常の行政財産貸与規定に基づき管財担当が管理し、占用に関する事務を行っている。

丸亀市統計資料より、乗船人員の推移を作成すると、次のとおり。

(人)

	S61	H4	H11	H18
丸亀港	595,494	294,725	150,542	131,330
本島港	122,249	177,877	94,208	79,374
江の浦港	77,197	75,039	51,955	52,700
手島港	6,750	7,478	4,892	4,051
里浦港	3,660	4,068	3,100	1,906
青木港	6,129	5,142	2,998	2,349



利用客の減少とともに、2階喫茶は長期間空き店舗になっており、現状では有効利用されているとは言えない状況である。

その要因の一つには、賃料水準が建物の構造などをもとにして計算され、建物の劣化や周辺家賃との均衡を考慮しないことも挙げられる。

利用状況を見ると、港湾施設として位置付けることが妥当であり、港湾施設の占用規則を作るとともに、今後の運営方法を検討することが望まれる。

6) 意見

① 個別事項

当団体は、民間と共有の建物を管理するための組合であり、市の業務の一環として管理されている団体と考えられる。

まず、建物を共同で管理する場合、長期修繕計画と、それに合わせた基金積み立てが必要と思われる。

しかし、施設の利用方法からは、建物全体を港湾施設として位置付けることがより妥当であると思われる。また、利用者は減少しており、これに伴い、食堂等の施設は閉鎖されている。

長期修繕計画を策定しないのであれば、民間保有部分を買取り、市の施設として管理し、利用進行を検討することが望まれる。

このためには、現在は建物に関する港湾施設の占用規則の定めがなく、規則の改定が必要となる。

② 共通事項

意見 ③⑥⑦⑧⑨⑩⑪

(16) 丸亀市文化協会

平成 19 年収支計算書 担当部署：文化課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	4,478,000	4,478,000	人件費	1,160,000	1,185,365
委託料	1,500,000	1,500,000	事業費	8,485,000	8,674,638
会費等	1,510,000	1,445,000	その他	962,000	844,485
事業収入	3,105,000	4,297,200	次年度繰越金	0	1,034,522
繰越金	3,030	3,030			
その他	10,970	15,780			
合計	10,607,000	11,739,010	合計	10,607,000	11,739,010

1) 設立・目的

① 目的

健全な郷土文化の創造発展と水準の向上、会員相互の親睦

② 業務

自主公演、市からの委託を含む文化公演その他文化行事、奨励金の支出

2) 団体の独立性

① 収支

市補助金及び委託料の割合が高いが、事業収入、会費等収入も多い。丸亀市の文化振興基本計画に基づき、市民主体の文化事業を市からの補助金等を利用しつつ実施しているため、支出は事業費がほとんどである。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規定の作成と実施

事業は丸亀市補助要綱の縛りを受け、資金面で、市の力を借りているが、丸亀市内の各種文化団体等が会員となり、具体的な事業内容等を決めている。

市の職員は、協働(共催)事業について、市の業務として参加している。

3) 関与の方法、内容と妥当性

① 事務処理

団体職員が行っている。

② 資産の貸与

団体職員執務スペース。

③ 役員

会員の中から選出されている。

④ 団体の類型

市が政策の一環として協力している。

4) 団体運営状況

① 余剰資金

繰越金の水準は年度によりまちまちである。平成 19 年度は比較的多額に残っているが、明許繰越である。

② 現金預金の管理状況

支出時には、課の上長の承認を得る制度になっている。通帳・印章ともに、丸亀市文化協会で管理されている。

市に事務局を置く他の団体の中でも、丸亀市文化協会に対する市の関与は少なく、団体の独立性は高いが、団体の事務局職員が 1 名で総ての事務を行なっているため、また、会計役員が頻繁に出入できないことから、出金伝票の押印について、事故を未然に防ぐ目的で文化課長(文化協会参事)の決裁を受けることとされている。

③ 契約方法

イベント開催委託契約であるが、随意契約により締結されている。契約は概要だけが記載されている。

文化事業に関しては、公演等の内容を決定した場合それを実施可能な業者は 1 者などに限定されるということもあると思われるが、市の補助金・委託により実施される事業に関しては、随意契約になる理由を記載し、決定過程に不明瞭な点がないことを説明できる状態で事務を進める必要がある。このためには、次の 2 点につき、市の契約手続きに準じて処理するか、理事会等で契約方法、相手先、金額などにつき承認し、議事録を作成することが望まれる。

- ・ 随意契約を行う理由を明確に記載し、承認を得ること。

・見積書・契約書の内容は詳細に記載し、検収が可能であるようにすること。

④ 規定

おおむね市の規定に準じて処理されているが、内規等はない。

⑤ 資産の管理

台帳管理などは行われていないが、備品も数は少ない。

⑥ 事業収入、会費等の未収

チケットなどの販売を行うが、チケットの数と現金は照合されている。会費が納入されない場合、退会処分となるので、会費の未納はない。

5) 意見

共通事項

意見②③④⑥⑦⑧⑨⑪⑭⑮⑯⑰

(17) その他

(土地改良課)

丸亀市土地改良連合会、飯山町土地改良連絡協議会、綾歌土地改良連絡協議会

(クリーン課)

丸亀市資源リサイクル連絡協議会

の4団体は、別テーマで検討対象としている。

(最後に)

香川県は日本一小さな県ではあるが、東部と西部では風習や文化がやや異なる。丸亀市は今も残る丸亀城の城下町として栄え、丸亀平野はため池により守られたもつとも讃岐らしい風土や文化を今に伝えている。

丸亀市も、他の自治体同様に行財政改革に取り組んでいるが、そのなかでも、なにかゆったりとした、飾りのない豊かさを感じる丸亀市の環境を次世代に伝えることも市の役割の一つと考えたこともあり、今年度は環境をテーマとして選定した。

市の事務はそれぞれの目的に従い処理されるため、環境の保全を考えて実施される枠組みにはなく、これらの多くは国の規定に従って処理される。また、環境に対しても、万人が一致する考え方はないため、市の施策には盛り込みにくい。このような状況のもとでも、市が実施する施策の本来の目的を考えるならば、省庁による縦割り行政や長年の慣習に従って実施されてきた事務を見直すことも必要と思われた。

包括外部監査は、客観的な第三者として自治体の姿勢を問う制度であるが、基本的に自治体と対立する制度ではない。他の自治体の監査を通じ、包括外部監査は独立の立場から業務執行の状況を点検するものの、自治体の職員の方々と最終的な目的を共有できなければ、実際の監査業務は形式的なものになることを実感した。包括外部監査が税金の無駄遣いではしゃれにもならないのだが、このような事態のおこる可能性は監査人の資質、経験や意欲以外に、監査を受ける自治体の意識も大きく影響する。この点、今回は最終年度でもあり、多くの部署と関連するテーマを選定したため、環境との関連や事象実施の実態について、より多くの時間をとれば良かったと感じる部署もあるが、総じて前向きに取り組んでいただけたと感じている。

監査人の緊張感を維持するためにも、また包括外部監査を担当すると、その自治体が好きになってしまうことも事実であり、独立性を保つためには3年間は妥当な期間であるように思われるが、長いような短いような3年間であった。丸亀市の監査チームは、包括外部監査制度が監査人として想定する法律、行政、財務の専門家で構成している。実際の監査業務は財務の専門家である監査人が多くを担当したが、意見を構成するにあたっては、それぞれの専門家の視点から検討を行っている。3年間の報告書を、現在及び将来の市民のために役立てていただければ幸いである、と願うものである。

管理部署	通し番号	個別検討	名称	業務内容	設立年度	代表者地位・母体等	選定方法	収支総額千円	補助金委託金の率	繰越金千円	通帳	印鑑	事務処理担当	資産貸与	委託料	補助金千円	精算	職員数	規則	選定方法	経理規程	承認規定	運営状況	xの内容	市関与状況	職員派遣	退職職員就任	見直し
丸亀市教育委員会 教育部生涯学習課	44		丸亀市少年団体育成 指導委員連絡協議会	少年団体活動を充実発展させるための 調査研究他	昭和56年 度	丸亀市少年団体 育成指導委員	総会において 選出	210	46	113	教育部生涯学習課 長	同左	教育部生涯学 習課	有	0	96	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	事務・会計	なし	なし	必要
丸亀市教育委員会 教育部生涯学習課	45		丸亀市青年団体連絡 協議会	青年団体活動の充実発展並びに結成 促進、関係機関や団体との連絡調整	昭和63年 度	市内の青年団体 (2団体)	総会において 選出	128	-	9	教育部生涯学習課 長	同左	教育部生涯学 習課長	なし	0※	220	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	事務・会計	なし	なし	必要
丸亀市教育委員会 教育部生涯学習課	46		丸亀市体育指導委員 連絡協議会	生涯スポーツの推進、体育行事等の計 画・立案等	平成17年 度	丸亀市体育指導 委員	総会において 推薦する	476	46	136	教育部生涯学習課 長	同左	教育部生涯学 習課	ない	0	220	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	事務	なし	なし	不要
丸亀市教育委員会 教育部生涯学習課	47		丸亀市婦人団体連絡 協議会	単位団体相互間の連絡調整、リーダー 研修会や人権研修、地域活動(敬老会	昭和29年 度	各地区婦人会	各地区婦人会 町の中から互	1,780	54	195	丸亀市婦人団体連 絡協議会会計	同左	教育部生涯学 習課	有	0	960	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	活動に対する連絡、調整	なし	なし	必要
都市経済部建設課	48		土器川改修期成同盟 会	関係機関に対する要望、土器川の整 備促進に必要な調査・研究、その他	昭和24年 度	丸亀市とまんのう 町の長及び議長	会員の中から 互選	970	0	276	担当長	同左	建設課	なし	0	0	-	0	○	○	○	○	○	該当なし	資料作成、会計	なし	なし	不要
企画課 男女共同 参画室	49		ゆめネットワーク	男女共同参画の啓発活動	平成13年 度	「男女共同参画 推進ゆめ」に登	登録団体から 推薦された者 総会で選出す る	600	0	0	岡本恵子	岡本恵子	企画課男女共 同参画室	なし		0		0	○	○	○	○	○	該当なし	事務	なし	なし	必要
生活環境部 人権 課	50		丸亀市人権・同和教 育研究協議会	①研修会、研究会、講演会の開催 ② 調査研究、資料作成並びに配布	昭和51 年度	学識経験者	総会で選出す る	3,794	93	194	丸亀市人権・同和 教育研究協議会事	丸亀市人 権・同和	生活環境部人 権課	なし	2,422	1,120	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	①本会事業の実施 ② 会計の 処理	なし	なし	不要
生活環境部 人権 課	51		人権政策確立要求丸 亀市民実行委員会	世界人権宣言の趣旨・目的の宣伝普 及他	平成17年 度	丸亀市人権・同 和教育研究協議	-	542	81	101	生活環境部人権課 長	生活環境 部人権課	生活環境部人 権課	なし	0	440	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	会計・事務全般	なし	なし	不要
生活環境部 人権 課	52		丸亀市企業人権・同 和推進協議会	人権・同和問題の研修の開催、他の研 修・講演会等への参加他	昭和54 年度	企業代表者	会員企業の中 から総会にお	221	93	15	生活環境部人権課 長	生活環境 部人権課	生活環境部人 権課	なし	0	205	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	会計・事務全般	なし	なし	不要
教育部学校給食セ ンター	53	(1)	丸亀市学校給食会	給食物資の調達、給食費の徴収経 理、給食の充実発展	昭和38年 度	丸亀市教育委員 会	-	527,146	4	9,713	学校給食会事務局	学校給食 会事務局	学校給食会事 務局	ある	0	21,665	ある	4	○	○	○	○	○	該当なし	会計	なし	事務局長	不要
都市経済部建設課	54	(15)	丸亀港合同待合所管 理組合	-	昭和59年 度	丸亀市、備讃フェ リー線、シコク・フーズ	規約で定めら れている	5,170	0	1,554	港務所長	同左	建設課	なし	0	0	-	0	○	○	○	○	○	該当なし	資料作成、会計	なし	なし	不要
教育部総務課・学校 教育課	55		丸亀市学校保健会	学校保健の普及、向上、学校保健に関 する講習会他	昭和30年 度	丸亀市学校保健 会	団体の代表	314	94	1	教育委員 会事務局	教育委員 会事務局	教育部総務 課、学校教育	なし	134	160	ある	0	○	○	○	○	○	該当なし	事業の立案、実施、報告及び会計	なし	なし	不要
職員課	56	H18	丸亀市職員共済会	共済給付事業、共済貸付事業、その 他福利厚生事業	昭和47年 度	職員	規約で定めら れている	77,160	16	15,737	共済会	職員課主 幹	職員課(一部委 託)	なし	9,302	2,700	ある	1	○	○	○	○	○	該当なし	お城祭り総おどり	なし	なし	不要
丸亀市教育委員会 教育部文化課	57		丸亀市文化財観光案 内会	毎週日曜日午前9:30～正午迄、丸亀 城を訪れた観光客に対し、ガイドを行う	平成12年 度	-	会員の中から 互選	29	0		文化課長	文化課長	教育委員会教 育部文化課	なし	0	0	-	0	○	×	×	×	○		案内の受付事務、会計事務	なし	なし	
丸亀市教育委員会 教育部文化課	58	(16)	丸亀市文化協会	各種文化事業の開催と加入団体の育成	昭和20年 度	文化団体	会員の中から 互選し総会で	11,607	39		文化課長	文化課長	丸亀市文化協 会	なし	0	4,478	ある	1	○	○	○	○	○		なし	なし		
丸亀市教育委員会 教育部文化課	59		丸亀市文化振興事業 協議会	文化芸術事業の企画・運営、市民の文 化活動の支援	昭和60年 度	丸亀市文化協会	委員の中から 互選	3,715	100	0	文化課長	文化課長	教育委員会教 育部文化課	なし	0	4,000	ある	0	○	○	×	×	○		団体業務全般	なし	なし	
丸亀市教育委員会 教育部文化課	60		丸亀市文化財保護協 会	講演会、研修旅行、会報発行等	平成17年 度	-	会員の中から 互選	1,024	39	0	文化課長	文化課長	教育委員会教 育部文化課	なし	0	400	ある	0	○	○	○	○	○		会計事務	なし	なし	